

住宅改修事前申請時の福祉住環境コーディネーター証の確認について

住宅改修に係る「住宅改修が必要な理由書」の作成者は、基本的には居宅サービス計画等を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員ですが、利用者が居宅サービス等を利用していないなどの理由により、本市では福祉住環境コーディネーター2級以上の合格者でも理由書の作成を認めているところです。この場合は、事前申請の都度、コーディネーター証原本の確認を各窓口にて行いますが、この確認作業について、より効率的な制度運用や省資源化のため、以下のような方法での対応も可能としています。

取扱い概要

- 年1回の届出制を導入し、毎回のコーディネーター証原本の確認作業を省略可能とします。
(年度途中でも、従業者の増減などについては、3月の更新期間と同様の方法で対応します。)
- 省略にあたり、届け出を希望する事業所は「住宅改修理由書作成にかかる福祉住環境コーディネーター届出書」を市介護保険課(本庁)へ届け出る必要があります。
※用紙等は、市ホームページからダウンロードしてください。
※毎年3月上旬から中旬までを届出期間とし、その年の4月から翌年3月までの1年間有効とします。この年1回の届出時のみは、コーディネーター証原本とその方の本人確認用に、運転免許証のコピーなども併せてご提示ください。
※デジタルの合格証のみをお持ちの方は、合格証書と証書番号が確認できる内容詳細等の部分を紙に印刷し提出してください。
- 届け出のあった事業所については、1人ずつ市にて確認番号を付番し、3月末までにリストの控えをお渡し致します。
- 届け出のあった方が、理由書を作成する場合には、「作成者の資格の欄」に『福祉住環境コーディネーター〇級・確認番号△△-△』と必ず記載してください。(確認番号の記載がある方のみコーディネーター証原本の確認を省略します。)
- 令和7年3月31日までの住宅改修申請分は令和6年度用の確認番号で、令和7年4月1日以降の申請分は令和7年度用の確認番号で表記してください。
- 届け出の受付は、本庁介護保険課窓口のみとし、各支所や郵送等での受け付けはいたしませんので、ご注意ください。

以上

平成30年2月作成

平成31年3月更新

令和2年2月更新

令和5年2月更新

問合せ先

〒892-8677 鹿児島市山下町11-1

(直通) 099-216-1280

鹿児島市役所 介護保険課 給付係